

# 令和5年度文部科学省調達改善計画

令和5年3月28日  
文部科学省  
行政事業レビュー推進チーム

## 1. 調達改善の目的

「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定。以下「本部決定」という。）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ。以下「指針」という。）において作成することとされた調達改善計画を以下のとおり定める。

本調達改善計画は、文部科学省における調達の適正性、透明性の確保、効率性の向上等を目指し、調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施する体制を整備することにより、PDCAサイクルによる調達改善を実現することを目的とする。

## 2. 調達の現状分析

文部科学省（施設等機関、特別の機関及び外局を含む。）の令和3年度における契約実績は、契約件数2,909件、契約金額1,500億円（少額随意契約は除く。）であり、具体的には表1から表4のとおり。

（注1）令和3年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注3）表1、2の各項目の下段のかっこ内の数字は令和2年度の実績である。

（注4）表2の「企画競争による随意契約」の1者応募は、委託費等に係る継続案件を含む。

（注5）表2の「公募による随意契約」欄には、タクシー利用契約など複数者との契約を前提としているものは除外している。（注6）表3、4の「情報システム」欄には、政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和3年度版）による「情報システム」に該当するものを計上している。

（注7）表3、4の「公共工事」欄には、新営、改修、更新及び工事監理業務等を含む。

（注8）表3、4の「調査研究」欄には、①「調査」（実態調査、動向調査等の各種の調査）、②「統計調査」（統計情報の収集整理等）、③「研究」（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものであって、「情報システム」、「公共工事に係る調査及び設計業務等」及び「競争的研究費による研究」（大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（「競争的資金」とされていたものを含む）による研究）以外のものを計上している。

（注9）表3の企画競争及び公募による随意契約のうち、要領において事業規模（総予算額）と複数の採択予定件数を示し、提出された企画提案を評価、選定するようなもののうち、応募資格を満たしている者が複数ある場合に複数者と契約を締結するようなものは、該当する件数・金額を別途（ ）で内数にて記載している。

表1 令和3年度文部科学省における調達契約の契約種別 (単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	548 (529)	19% (9%)	446 (138)	30% (11%)
	企画競争による 随意契約	1,772 (4,523)	61% (81%)	488 (482)	33% (40%)
	公募による 随意契約	62 (70)	2% (1%)	26 (27)	2% (2%)
	不落・不調に よる随意契約	7 (12)	0% (0%)	1 (3)	0% (0%)
	小計	2,389 (5,134)	82% (92%)	961 (651)	64% (54%)
競争性のない随意契約		520 (455)	18% (8%)	539 (552)	36% (46%)
合計		2,909 (5,134)	100% (100%)	1,500 (1,203)	100% (100%)

令和3年度の契約件数2,909件(1,500億円)のうち、競争性のある契約については、件数ベースで全体の約82%を占めているが、前年度より割合が下がった理由として、文化庁の「伝統文化親子教室事業」の実施方式の変更により、企画競争による随意契約の契約件数及び全体の契約件数が大幅に減少したことによる。

表2 令和3年度文部科学省における調達契約の応札状況 (単位：件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約 件数	契約 金額	契約 件数	契約 金額	契約 件数	契約 金額
競争契約	256 (270)	363 (76)	292 (259)	83 (62)	548 (529)	446 (138)
割合	47% (51%)	81% (55%)	53% (49%)	19% (45%)	100% (100%)	100% (100%)
企画競争による 随意契約	136 (138)	220 (142)	1,636 (4,385)	268 (340)	1,772(4, 523)	488 (482)
割合	8% (3%)	45% (29%)	92% (97%)	55% (71%)	100% (100%)	100% (100%)
公募による随 意契約	28 (24)	25 (26)	- (-)	- (-)	28 (24)	25 (26)
割合	100% (100%)	100% (100%)	0% (0%)	0% (0%)	100% (100%)	100% (100%)

文部科学省では、教育及び研究に係る実証事業やモデル事業等において、事業者のノウハウや企画を活用した委託事業を多く展開しているため、企画競争による採択が多くなっている。その際、一つの公募において複数者を採択する事業が多いため、必然と応募者が多くなるとともに、一者応募の割合に係る契約件数の分母も多くなっている。引き続き、公募情報の発信強化に取り組むことに加え、一者応札・応募となっ

た要因の把握と分析により一層努めることにより、一者応札・応募の改善を図る取組を実施するものとする。

表3 令和3年度文部科学省における調達経費の内訳 (単位：件、億円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
汎用的な物品購入、 役務契約	486	17%	332	21%
電力	5	0%	0	0%
情報システム	104	4%	145	9%
調査研究	19	1%	7	0%
その他	358 (34)	12% (1%)	180 (0)	11% (0%)
教育、研究開発等の 委託契約	2,117	73%	724	48%
情報システム	1	0%	0	0%
調査研究	791 (486)	27% (17%)	224 (33)	15% (2%)
競争的研究費に よる研究	90	3%	91	6%
その他	1,235 (953)	42% (33%)	408 (68)	26% (4%)
教科書購入契約	295	10%	438	28%
公共工事等	11	0%	5	0%
公共工事	5	0%	5	0%
公共工事に係る 調査及び設計業 務等	6	0%	0	0%
合 計	2,909	100%	1,500	100%

令和3年度においては、汎用的な物品購入、役務契約の契約金額が大幅に増加しているが、これは特殊要因として中央合同庁舎第7号館の維持管理業務（PFI事業）及び行政情報システムの更新といった大型案件の調達があったためである。引き続き、法律に基づく手続により契約の相手方、金額が特定される教科書購入契約を除き、契約金額が大きい改善の効果が大きいと見込まれる汎用的な物品購入、役務契約及び教育、研究開発等の委託契約を重点的に改善の取組を実施するものとする。

表4 令和3年度文部科学省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳 (単位：件、億円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
汎用的な物品購入、 役務契約	142	55%	288	79%
電力	2	1%	0	0%
情報システム	44	17%	136	37%
調査研究	15	6%	6	2%
その他	81	32%	146	40%
教育、研究開発等の 委託契約	111	43%	74	21%
情報システム	0	0%	0	0%
調査研究	80	31%	57	16%
競争的研究費に よる研究	1	0%	0	0%
その他	31	12%	17	5%
公共工事等	3	1%	0	0%
公共工事	2	1%	0	0%
公共工事に係る 調査及び設計業 務等	1	0%	0	0%
合 計	256	100%	363	100%

汎用的な物品購入、役務契約については「その他（庁舎管理や福利厚生等）」、教育、研究開発等の委託契約については「調査研究」で一者応札の割合が高くなっていることから、これらを対象に、資格要件や実績要件が過度なものとなっていないかなど、改めて見直しを行うものとする。

### 3. 取組内容

本計画の策定に当たっては、調達現状分析等を踏まえ、一者応札・応募の改善のための取組として、競争性向上のための改善方策を推進することとし、実効性のある新規の取組や既存の取組のアップデートを図り、更に踏み込んだ取組内容を「重点的な取組」（別紙1）に位置づけることとする。

また、内閣官房行政改革推進本部事務局による「令和5年度調達改善計画の策定要領」に基づき、

- 調達改善に向けた審査・管理の充実
- 調達事務のデジタル化の推進

をあわせて「共通的な取組」（別紙1）として位置づけることとする。その他、「重点的な取組」や「共通的な取組」以外に、当省がこれまで継続して取り組んでいる内容を別紙2に位置づけている。

なお、厳しい人員削減が進む中で働き方改革を推進する観点から、調達改善の取組のために事務負担を過剰に増加させるのではなく、調達事務の効率化やデジタル化をあわせて推進し、単なる調達コストのみならず事務コストを含むトータルコストの低減を実現することで、調達する財・サービスの品質の確保・向上を包括的に達成することを目指す。

## 4. 調達改善計画の推進体制

### (1) 推進体制の整備

適切なガバナンスを発揮する観点から、文部科学省大臣官房長を総括責任者とする文部科学省の行政事業レビュー推進チーム（本計画において「チーム」という。）が本計画を決定し、取組の総括を行う。

また、本計画の実務の推進を調達改善ワーキングチーム（本計画において「ワーキングチーム」という。）が行う。

#### ○ 行政事業レビュー推進チームの構成は次のとおり。

統括責任者	大臣官房長
統括責任者(代理)	大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
副統括責任者	大臣官房会計課長、大臣官房政策課長
メンバー	大臣官房人事課長
〃	大臣官房総務課長
〃	大臣官房国際課長
〃	大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
〃	総合教育政策局政策課長
〃	初等中等教育局初等中等教育企画課長
〃	高等教育局高等教育企画課長
〃	科学技術・学術政策局政策課長
〃	研究振興局振興企画課長
〃	研究開発局開発企画課長
〃	スポーツ庁政策課長
〃	文化庁政策課長
〃	国立教育政策研究所研究企画開発部長
〃	科学技術・学術政策研究所総務課長

#### ○ 調達改善ワーキングチームの構成は次のとおり。

大臣官房会計課副長、大臣官房会計課総務班主査、大臣官房会計課監査班主査、大臣官房会計課用度班主査、研究開発局開発企画課特別会計審査官、スポーツ庁政策課課長補佐、文化庁政策課課長補佐、国立教育政策研究所会計課長、科学技術・学術政策研究所総務課長

### (2) 外部有識者の活用

随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、公共工事又は物品・役務等の区分に応じ、それぞれ外部有識者からなる入札監視委員会（弁護士2名、公認会計士1名、大学教授3名）が原則として年一回、物品・役務等契約監視委員会（弁護士1名、公認会計士1名、大学教授等3名）（本計画において「契約監視委員会等」という。）が原則として四半期毎に会合を開催し、事後検証を行う。

また、本計画の策定、及び5. に規定する自己評価の実施等の際には、契約監視委員会等の委員に意見を求める。

### (3) 内部監査の活用

随意契約の見直し及び一者応札の改善等の取組については、内部監査組織において事前検証を実施する。

また、省内内部部局及び外局等を対象とした実地検査による事後検証を実施し、その検証結果を会計監査報告書として取りまとめフィードバックするとともに、適宜フォローアップ調査を行うこと等により、指導・改善の徹底、並びに情報の共有化を図る。

なお、会計監査報告書の内容については、調達手続を含むその他のマニュアルとともに、省内掲示板に常時掲載することで、調達知識や能力の向上に資するものとする。

## 5. 進捗把握及び自己評価の実施

### (1) 実施時期等

ワーキングチームは、調達担当局課からの報告を受けて、半期毎（上半期：4月～9月、下半期：10月～3月）に本計画の進捗状況を取りまとめ、チームに報告する。

また、本計画の自己評価については、上半期終了後及び年度終了後に（2）に定めるところにより行う。

### (2) 自己評価の方法

- ① ワーキングチームは、上半期終了後においては概ね10月末までに、年度終了後においては概ね翌年度5月末までにそれぞれの期間における取組実績（目標の達成状況、調達の具体的な改善状況、契約監視委員会等による検証結果）について取りまとめる。
- ② ワーキングチームは、上記取組実績をもとに、見直しによる効果、成果の達成状況の観点から自己評価案を作成し、チームに報告する。
- ③ チームは、調達の改善状況を確認し、自己評価を決定するとともに、計画どおりに実施されていないと判断した取組については原因を把握し、関係局課に改善を指示する。

なお、自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項等を盛り込む。

### (3) 自己評価結果の公表

本計画の取組状況の自己評価は、ホームページにおいて公表するものとする。

## 6. 人事評価への反映及び人材の育成

業績評価において、自身の担当する業務分野でコスト意識や業務改善に留意した目標を設定可能な場合は、業績目標の設定を行い、本計画に係る取組が人事評価に適切に反映されるよう取り組むこととする。

また、調達専門人材を育成するため、調達手法等を含めた会計研修を実施するとともに、外部有識者等の知見を活用した研修等を実施し、調達に関する知識や能力の一層の向上に取り組むものとする。

なお、契約事務に関するマニュアル、チェックリスト等の更なる充実に取り組むことで、調達改善の取組の情報やノウハウ等を蓄積し、共有化を図ることで、職員の調達知識や能力の向上に資するものとする。

## 7. その他

### (1) 取組状況等の公表

本計画に関する取組状況等は、ホームページにおいて公表するものとする。

### (2) 計画の見直し

本計画については、本部決定及び指針の改定や進捗状況等を踏まえ、必要が生じた場合には、所要の見直しを行うものとする。

### (3) その他

本計画に定めるもののほか、計画の実施に関して必要な事項は、チームの統括責任者が別に定める。



重点的な取組、共通的な取組

令和5年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		競争性向上のための改善方策の推進 (一者応札・応募の改善のための取組)	<p><b>【新規参入者等の発掘】</b>                      ○ 新規参入者等が応札・応募しやすい環境を整えることを目的として、特に総合評価落札方式において、明確に資格要件・実績要件の必要性が説明できる場合を除き、技術審査の評価基準(評価項目)の必須項目(基礎点の配点対象)に原則として実績要件を設定しないこととする。                      ○ 実績要件を設定する場合においても、過度な要件とならないよう会計監査組織が調達担当部署に対し指導及び必要最小限のものとなるよう徹底を図るとともに、実績要件に係る類似事業の対象分野等を例示し、その範囲を明確にすることに努める。</p>	過度な資格要件や実績要件は競争性を阻害するのみならず、新規参入者を排除することにもなり得るため。	A	R5	明確に必要性が説明できる場合を除き、実績要件を設定しないことを徹底する。	令和6年3月まで
			<p><b>【調達予定情報等の発信強化】</b>                      ○ 企業等の応札・応募に向けた準備期間に資することを目的として、調達件名や調達予定時期等を網羅した調達予定情報を文部科学省の調達に関するポータルサイト「調達総合案内」に掲載・公表する。なお、これまで上半期、下半期の年2回としてきた発信回数を令和5年度からは年4回以上に増加させることで、その発信強化を図る。                      ○ 公告・公募情報のメール配信サービス(メールマガジン)についても、競争契約(最低価格落札方式及び総合評価落札方式)を対象に、費用対効果を検証した上で最も効果的かつ効果的な方法により令和5年度中を目途に導入することとし、もって企業等の応札・応募意欲の喚起を図る。</p>	技術提案書の作成や業務遂行に必要な人員の確保等に十分な準備期間が確保できなかったことを理由に、企業等が応札・応募を見送り一者応札となった事例を確認しており、調達予定情報の発信強化により企業等の応札・応募意欲の喚起を図る必要があるため。	A	R5	調達予定情報の発信回数を年2回から年4回以上に増加させることで、その発信強化を図る。	令和6年3月まで
			<p><b>【調達時期の管理強化】</b>                      ○ 事業期間や納期までの期間を十分に確保することを目的として、総合評価落札方式及び企画競争方式による調達案件を対象に、第4四半期の事業開始を原則として禁止し、例外的に事業を開始するものについては会計監査組織がその必要性及び理由等を公告・公募前にチェックする仕組みを導入する。                      ○ 調達担当部署に対し計画的な早期執行や公告・公募時期の前倒しを促し、事業期間や納期までの期間を十分に確保するよう周知徹底を図る。</p>	年度後半の公告・公募であったために、既に受注した業務との兼ね合いから必要な人員を確保できないことや、納期までの期間が短いことなどを理由に、企業等が応札・応募を見送った事例を確認しており、企業等が応札・応募しやすい環境を整える必要があるため。	A	R5	計画的な早期執行や公告・公募時期の前倒しに取り組む。	令和6年3月まで
			<p><b>【仕様書の記載内容の明確化】</b>                      ○ 企業等の業務内容の理解促進を図ることを目的として、一者応札・応募となった調達案件を対象としたアンケートにおいて、新たに供給者側の視点から仕様書の見直しに関する意見を聴取することにより一者応札の改善に活用する。                      ○ 過去の同一又は類似事業に係る成果物や業務履行に役立つ参考資料等、事前の情報提供の充実に努める。</p>	これまでもアンケートは実施していたが、仕様についてはこれまで発注者側の視点からの見直しに終了しており、供給者側の視点からの見直しが不十分であったと考えられるため。	B	R5	企業等へアンケートを積極的に求めるとともに、アンケートの回収率向上に努める。	令和6年3月まで
			<p><b>【全競争入札等案件へのチェックリストの活用】</b>                      ○ 調達改善の取組の実行性を担保することを目的として、競争入札及び一者を採択することを予定している企画競争を実施する全ての案件について、調達手続を開始する際には「競争性の確保・向上のためのチェックリスト」を活用し、一者応札・応募の改善の取組を推進する。                      ○ 公告・公募前に会計監査組織が当該チェックリストに基づく改善の取組内容を重点的に確認することで実効性を担保する。</p>	これまでは一者応札・応募となった調達案件のうち翌年度以降に同一又は類似の調達を実施する場合に限定してチェックリストを活用してきたが、当該案件に限定しても大幅な改善は期待できないため。	A+	R5	全ての競争入札等案件を対象に当該チェックリストを作成させ、公告・公募前に会計監査組織が重点的に確認することにより、実行性を担保する。	令和6年3月まで
○		スタートアップを始めとした新規事業者からの調達拡大	<p>○ 調達の質に与える影響に留意しながら、スタートアップを含めた新規事業者の入札参加機会の拡大を推奨するなどの方策を講じる。                      ○ J-Startup企業については全ての物品の製造、物品の販売(自らが製造した物品の販売に限る。)及び役務の提供等の入札への参加を可能とする。</p>	スタートアップ育成5か年計画<新しい資本主義実現会議決定(令和4年11月28日)>において、スタートアップに対する公共調達の拡大等を推進することがうたわれているため。	A+	R5	スタートアップを始めとする新規事業者の入札機会を拡大する。	令和6年3月まで

○	随意契約事前確認公募の活用及び価格交渉の推進	<p>○ 複数年度に亘り同一の事業者により一者応札・応募となっている調達案件のうち、契約監視委員会等による事後検証の結果、特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれるものについては、必要となる特殊な技術又は設備等を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認する。</p> <p>○ 価格交渉実施要領に基づき、「随意契約事前確認公募」で実施した調達案件を中心に、契約予定者の作成した積算内訳書に積算を見直せる余地が無いかを確認する取組等（価格交渉）によって、調達案件に適切な仕様及び価格となるよう、調達コスト削減に努める。</p>	複数年度に亘り一者応札・応募となっている調達のうち、特殊な技術や設備等が不可欠な調達については随意契約へ移行し、契約予定者の提示する価格に見直せる余地がないかを確認することは、調達手続の透明性の確保のみならず、経済性の向上に効果的であると考えられるため。	A+	H27	随意契約事前確認公募を実施した案件について、ホームページでの恒常的な公表を行う。価格交渉の余地があると考えられるものについて価格交渉を実施し、事例について省内内部部局及び外局等に情報共有に努める。	令和6年3月まで
○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>○ 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会等による事後検証を行う。特に、前年度に引き続き一者応札・応募となった案件を重点的に検証対象とし、一者応札・応募に係るアンケート調査又はヒアリングの結果を踏まえ、一者応札・応募の改善の取組を検証する。</p> <p>○ 契約監視委員会等による個別審査の対象となった一者応札、応募案件について、その要因分析をとりまとめて公表するとともに、検証を踏まえた成果について次年度の同委員会に報告する。あわせて、成果を得られた取組は省内で共有し、次回以降の調達に活用する。</p> <p>○ 会計監査組織が競争性の確保・向上が図られていることについても重点監査項目とし、チェックリストを活用するなど、調達改善の取組の実効性を担保する。</p>		A	-	本取組により一者応札・応募の改善に努める。	令和6年3月まで
○	調達事務のデジタル化の推進	<p>○ 入札説明会のオンラインによる実施や電子メールによる見積書や請書等の徴取に努めるとともに、電子調達システムによる電子入札・電子契約を推奨する旨を事業者に周知する。また、環境が整った部局から可能な限り電子調達システムを活用した入札を行うこととし、前年の同時期の電子入札・契約率を上回るように努める。</p> <p>○ 総合評価落札方式又は企画競争方式による調達案件については、可能な限り入札説明会をオンライン形式で開催することとし、入札説明会を省略する場合には、電子メールなどによる質疑応答の機会を確保することとする。</p>		A	R4	電子調達システムによる電子入札や入札説明会のオンライン化などにより、トータルコストの削減に努める。あわせて、前年の同時期の電子入札・契約率を上回るように努める。 (参考:令和4年1月1日～12月31日の電子応札率65.0%、電子契約率34.2%)	令和6年3月まで

※電子入札率、電子契約率の算出方法は下記のとおりとする(「オンライン利用率上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。

電子入札率=(電子応札案件数/電子入札案件数)

・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な件数(紙と電子の混合も含む)

・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数

電子契約率=(電子契約案件数/電子応札案件数+電子入札によらない電子契約数)

・電子契約案件数:契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。

・電子入札によらない電子契約数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数(電子契約案件数の内数)

## その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規継続区分
<p>競争性のない随意契約を行う案件の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）」等に照らして、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうかの検証を行うものとする。</li> </ul> <p>検証は、内部監査組織において事前検証を行うとともに、契約監視委員会等において事後検証を行う。</p>	継続
<p>競争性のない随意契約の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記個別案件毎のリスト(随意契約によることとした理由等を含む)を作成し、四半期毎に結果を公表するとともに、省内内部部局及び外局等で情報共有を行うものとする。</li> </ul>	継続
<p>総合評価落札方式・企画競争</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画競争及び総合評価落札方式の審査の際には、「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル」等に基づき適正な審査を実施するとともに、契約を取り巻く状況に合わせ適宜マニュアルの見直しを行う。</li> </ul>	継続
<p>調達の公正性、透明性等の確保に向けた仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式及び企画競争を実施するに当たり、審査委員の選定について、①5名以上選定すること、②全員外部の有識者であること、③文部科学省からの出向者及び元文部科学省の職員は選定しないことを原則とする。</li> </ul>	継続
<p>調達情報の提供・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達の適正化について」(H18.8.25 財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。</li> <li>・教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表する。</li> </ul>	継続
<p>公益法人に対する支出・点検に関する見直し結果の公表</p> <p>一者応札となった案件のうち、公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等は、調達担当局課による点検・見直しの結果を取りまとめて公表する。</p>	継続
<p>インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を実施し、経費及び事務コストの削減を図る。</li> <li>・一部の出先施設の水道料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。(※文部科学省の建物は、PFI事業者のとりまとめによる光熱水料の支払が行われているため、クレジットカード決済導入の余地がない)</li> <li>・公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。</li> </ul>	継続
<p>会計事務手続の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトソーシング等による業務の見直しなどにより、会計事務手続の効率化を図る。</li> </ul>	継続
<p>PMO (Portfolio Management Office) の助言の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムの調達に当たっては、仕様等についてPMO等の助言等の活用に努める。</li> </ul>	継続
<p>省内の有益情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決算データ等について、定期的に本省内部部局に情報提供を行い、予算の効率的な執行を図る。</li> </ul>	継続